

8 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第77号を発行させていただきます。

当事務所の夏季休暇のお知らせです。8月10日(土)～15日(木)まで休業させていただきます。

事務所の近所の神社にて夏祭りが開催されており、縁日に出かけておりました。たまに行ってみるのもいいものですね。

今月は、兵庫県加西市にある西国三十三所の第26番札所の法華山一乗寺に参拝に行った際に撮影した写真をご紹介します。



(写真は、法華山一乗寺の境内です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**民法(相続法)改正について その2**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**夏バテ予防・解消について** を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 民法(相続法) について その2

H30年7月に相続法が大きく改正され、その改正のうち今月1日から施行されるものがありますので、消費税の軽減税率についての紹介を一旦休止して相続法の改正についてご紹介させていただくことにします。

○遺留分制度の見直し

***2019年7月1日施行**

(優遇措置の内容)

- 遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。
- 遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求められます。

改正前 ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。



事業承継の支障となっているという指摘

② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。



持分権の処分には支障が出るおそれ

- 改正後
- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
 - ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

【事例】

経営者であった被相続人が、事業を手伝っていた長男に会社の土地建物（評価額 1億 1123万円）を、長女に預金 1,234万 5,678円を相続させる旨の遺言をし、死亡した（配偶者は既に死亡）。

遺言の内容に不満な長女が長男に対し、遺留分減殺請求。

長女の遺留分侵害額 1,854万 8,242円
 $(1億 1,123万円 + 1,234万 5,678円) \times 1/2 \times 1/2 - 1,234万 5,678円$

（現行法）

会社の土地建物が長男と長女の複雑な共有状態に

↓

	持分割合
長男	9,268万 1,758 / 1億 1,123万
長女	1,854万 8,242 / 1億 1,123万

（改正後）

遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
 同じ事例では、長女は長男に対し、
 1,854万 8,242円 請求できる。

*この改正によって遺留分減殺請求は、金銭債権になりますので、遺言書で不動産などの財産を特定の相続人等に与えることができるようになりました。

この改正で事業に必要な財産を事業承継する人に遺贈や贈与をすることができるので、かなり改善され、使い勝手が良くなったように思います。

来月も7月1日に施行された改正について引き続きご紹介させていただく予定にしております。

【参考文献】

- ・法務省リーフレット 「民法（相続法）改正 遺言書保管法の制定～高齢化の進展等に対する対応～ 相続に関するルールが大きく変わります」



（写真は、法華山一乗寺の境内です）

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

事業承継税制関連

日経新聞に「新事業承継税制に効果 贈与税初年は400億円猶予」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・中小企業の代替わりを後押しする目的で2018年4月から始まった新たな事業承継税制によって、スタート1年目となる18年分の贈与税の支払が約400億円猶予されたことがわかった。
- ・中小企業の経営者が子供などに会社を承継しようとすると、生前なら贈与税、死後だと相続税がかかる。事業承継税制はこうした税金が払えずに廃業に追い込まれるのを防ぐために、一定条件のもとで税の支払を猶予する制度だ。
- ・18年4月からは条件を大幅に緩和した新たな制度が10年間の特例措置として始まった。納税が猶予される上限をなくし、優遇策が適用されるのに必要だった「承継後にも従業員の8割以上を雇い続ける」という条件も事実上撤廃した。

- ・政府は経済財政運営と改革の基本方針で、事業承継の支援策をさらに手厚くする方針を明記した。後継者不足などの課題もあり、親族だけでなく第三者への承継をしやすいよう支援策を拡充する。

などと書かれておりました。

- ＊新事業承継税制になり税制を利用するための条件が緩和されたことにより利用者が増えてきているようです。事業承継を考えておられる方は、税理士にご相談されることをお勧めいたします。



(写真は、法華山一乗寺の境内です)

消費税軽減税率関連

日経新聞に「消費税増税まで2カ月 ポイント還元対応急ぐ」、「店舗で方法・額に違い 利用者に混乱招く恐れ」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・ポイント還元制度は消費増税後の個人消費の下支えとキャッシュレス推進を目的とした施策だ。具体的には決済事業者と、飲食店や小売店などの両方が登録している場合に、利用者がキャッシュレス事業者を通じて国から最大5%の還元を受けられる。
- ・10月以降は消費税率が10%に引き上げられるが、この制度の下で買い物をすれば、少なくとも2%は還元されるので現在から負担増にはならない。
- ・大手のスーパーや飲食店などが相次いで対応策を検討し始めており、中小小売店で還元制度に登録していな

い場合は、大きな逆風になる可能性がある。政府は周知徹底をして、なるべく多くの対象事業者に登録を呼びかけている。

- ・中小企業だと5%、コンビニなどのフランチャイズチェーン店を営む中小企業の店舗では2%の還元が受けられる。
- ・還元の方法は決済事業者によってさまざまだが、大きく4つに分けられる。決済が終了した後にポイントが還元されるケース、商品購入の決済時にその場で支払額から還元分を割引くケース、決済額を銀行口座から引き落とす際にポイント相当額を割引くケース、一定期間後にポイント分を口座に振り込むケースだ。

などと書かれておりました。

- ＊いよいよ消費税率の引上げと複数税率が実施されるまで2カ月を切りました。中小の小売店や飲食店は可能な限りポイント還元制度に登録しておいた方がいいと思います。すべての事業者については、経費の中に消費税率8%のものと消費税率10%のものが混在しますので、会計ソフトを複数税率の対応ソフトにするなどの対策をとるようにお勧めいたします。



(写真は、法華山一乗寺の境内です)

4 夏バテ予防・解消について

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、暑い日が続き夏バテ気味の方が多くのではないかと思います、このテーマを取り上げさせていただきます。

健康に夏を乗り切るには

参考文献には、

(食事)

- ・暑いからといって冷たいものばかりを食べたり飲んだりしていると、胃腸に負担をかけてしまい、胃腸不良の原因となります。
- ・**バランスの良い食事を意識し、十分な栄養を摂ることで疲労回復を図りましょう。特にビタミン類を多く含む食品を取り入れることを、意識しましょう。**

(睡眠)

- ・睡眠には心身の疲労を回復させる働きがあります。
- ・**適切な時間で質の良い睡眠を確保しましょう。**
- ・夜間に十分確保できない場合は 20 分程度の昼寝で補うようにしてみましょう。

(運動)

- ・**夏バテ予防として軽い運動を生活の中に取り入れることをオススメします。軽い運動を習慣にすることで、夏バテに負けない体力をつけることができます。**
- ・毎日の運動習慣は、エネルギーを消費し、食欲を増進するため、体力アップにもつながりますし、軽い疲労感により睡眠も取りやすくなりそうですね。

などと書かれておりました。

このテーマを今回選ばせていただいたのは、夏バテをしないように朝 6 時 30 分頃から 40 分程度ゆっくりとウォーキング&ジョギングをしているので、夏バテ予防には何が効果的なのかを確認するためです。

早朝でも暑いので軽い運動をするのでも体調に気をつけられないといけません、運動をすることで食欲がなくなることもなく、夜の寝つきも良くなっているように思いますので、軽い運動をすることをお勧めいたします。

外出する際にエレベーターやエスカレーターの代わりに階段を利用したり、涼しい時間帯に歩いたりから始めてみられてはいかがでしょうか。

このテーマを取り上げて何かご参考になることがあれば幸いです。

【参考文献】

- ・WEB サイト サワイ健康推進課

5 編集後記

先月は兵庫県加西市にある「法華山一乗寺」に参拝に電車で行った際に JR 姫路駅が乗換駅だったので、帰りに姫路城に少し立ち寄ってきました。



天気が悪くて姫路城の白さが際立たなかったのが残念です。また機会があれば、行ってみたいと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。